

議案第71号

福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部  
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する  
基準の一部改正に伴い、介護老人保健施設の管理者が兼務することができる職務の範囲を拡  
大する必要があるによる。

福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部  
を改正する条例

福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成24年  
福岡市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第12条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。